



障害がある人もない人も 暮らしやすいまちを目指して

12月3日(土)から9日(金)は障害者週間です。障害者週間とは、障害者が様々な分野の活動に積極的に参加する意欲を高めると共に、障害者の福祉について理解を深めることを目的に設定されています。
お問い合わせは障害者支援課 ☎421-6741、FAX 483-2665へ。



障害の有無にかかわらず 助け合えるまちを目指して

私たち人間は、障害の有無にかかわらず、支えあって生活をしています。

普段生活をしている中で、落とし物を拾ってもらったり、迷子になって道を教えてもらうなど、困っている時に手を差し伸べてもらうことがあります。

障害者は、その時の状況に応じて、様々な配慮や支援が必要なことがあります。これらの支援を受けやすくするために「障害者手帳」が存在します。

障害者手帳とは？ 聞いたことはあるけれど…

「障害者手帳」という言葉を一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか。「障害者手帳」とひとくくりにしても次の3種類の手帳があります。

■身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた人に交付される手帳です。身体障害には肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・内部機能障害・音声機能障害など様々な種類があります。

判定内容は、障害の種類や日常生活での支障がどの程度あるかで判断されます。

■療育手帳

療育手帳の対象は、おおむね18歳未満の発達時期に、知的障害があると認められた人に交付される手帳です。判定内容は知能指数(IQ)と生活への支障がどの程度あるかで判断されます。自治体によって呼び名が異なり、東京都では「愛の手帳」、名古屋市では「愛護手帳」と呼ばれています。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため長期に渡り日常生活や社会生活への制約がある人に交付される手帳です。

対象となる精神疾患は統合失調症、うつ病、てんかん、高次脳機能障害、発達障害などです。

障害者手帳を持っていなくても 支援を受けられる人がいます

例えば、難病疾患をお持ちの人や、自立支援医療の精神通院を利用されている人でも、支援の対象になることがあります。

支援を受けたいと思っている人や、手帳の新規取得を考えている人は、障害者支援課までご相談ください。



ヘルプマーク・ヘルプカードで 支援をスムーズに

手帳の有無は関係なく障害を持っている人も多くいます。また、健常者の人たちと同じように見えても、義足や人工関節を使用している人、心臓や腎臓機能に障害がある内部障害の人などがいます。

外見からは分かりにくい人が、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を身に着けることで、周りの人に配慮等を必要としていることを知らせることができます。

このマークを見かけた時は、交通機関では席を譲ったり、街中でも助けを必要としないか、優しく声をかけてあげてください。

障害者支援課では「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の配布を行っています。

▶配布場所 障害者支援課 ▶配布方法 希望者(代理人含む)の申し出によりお渡しします。手帳などの提示の必要はありません。



◀ストラップ型のヘルプマーク

「生活のしづらさなどに関する調査」 ご協力をお願いします

厚生労働省が、障害者施策の推進に向けた基礎資料を得るための調査を、一部の地域を対象に実施します。調査を行う地区には、11月下旬にお知らせを配布し、12月から調査員が訪問します。

対象者がいると確認がとれた世帯には、調査票などを配布しますので、ご協力をお願いします。

■対象

- ・障害者手帳所持者
- ・難病等患者
- ・これまでの法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある人

